

社会福祉法人上島町社会福祉協議会 上島町社協相談支援事業所運営規程

〔平成 27 年 4 月 1 日〕
規程番号 7-2

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人上島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する上島町社協相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の相談支援専門員が、障がい者（以下「利用者」という。）に対し適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所の相談支援専門員は、利用者の意向、適性、その有する能力及び障がいの特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、保健、医療、福祉等の関係機関と緊密な連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、公正中立な計画相談支援を行う。

2 前項のほか、障害者総合支援法「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）及びその他関係法令等に定める内容を遵守する。

（事業所の名称）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 上島町社協相談支援事業所
- 二 所在地 愛媛県越智郡上島町生名 2133 番地 3

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者（主任相談支援専門員・相談支援専門員兼務） 1 名

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事項について、職員に厳守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）相談支援専門員 2 名以上

計画相談支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除くものとする。

二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

2 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制をとる。

(内容の説明及び利用契約)

第6条 本会は、事業の提供の開始にあたり、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、運営規程の概要及びその他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

(計画相談支援の提供方法及び内容)

- 第7条 事業所は、指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施する。
- 2 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者宅等へ訪問し利用者及び家族等に面接を行い、適切にアセスメントを行う。
 - 3 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、上島町及び近隣地域等における福祉サービス等の提供体制を勘案し、把握された課題等の解決へ向けた最も適切な福祉サービス等を検討し組み合わせ、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、解決すべき課題、支援目標、達成時期、福祉サービス等の種類・内容・量、本人の役割等を記載したサービス等利用計画案を作成する。
 - 4 相談支援専門員は、作成したサービス等利用計画案の内容について、利用者又は家族等へ説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者に交付する。
 - 5 相談支援専門員は、支給決定が行われた後、サービス等利用計画案に位置づけた指定障害福祉サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等により専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成する。
 - 6 サービス等利用計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、解決すべき課題、支援目標、達成時期、福祉サービス等の種類・内容・量、本人の役割、利用者負担額、提供事業者名等を記載するものとする。
 - 7 相談支援専門員は、サービス等利用計画の内容について、利用者又は家族等へ説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者及び福祉サービス事業者に交付する。
 - 8 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（以下、モニタリングという。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更及び、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
 - 9 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に定められたモニタリング期間ごとに、利用者宅等を訪問し、面接を行うほか、その結果を記録する。

(利用者から受領する費用及びその額)

- 第8条 本会は、計画相談支援を提供した際には、厚生労働大臣が定める基準により、市町村から計画相談支援給付費の支払いを受けるものとする。
- 2 本会は、第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う計画相談支援に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。
 - 3 本会は、前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用を支払った利用者へ領収

書を交付する。

- 4 本会は、利用者又は家族等に対し当該サービスの費用について説明を行い、同意を得なければならない。

(計画相談支援給付費の額に係る通知等)

第9条 本会は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該計画相談支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 本会は、利用者から法定代理受領を行わない指定計画支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した計画相談支援の内容、費用の額その他必要な事項を記載した領収書を利用者に交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は上島町とする。

(主たる対象者)

第11条 事業所において計画相談支援を提供する主たる対象者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情解決)

第13条 事業所は、提供した計画相談支援に関する利用者又は家族等からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するとともに、苦情を受けた場合には内容を記録するものとする。

- 2 事業所は、苦情に関して愛媛県知事又は上島町長が行う調査に協力するとともに、愛媛県知事又は上島町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(秘密保持等)

第14条 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いる場合には、

あらかじめ当該利用者又は家族の同意を文書により得るものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び上島町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 本会は、利用者に対する計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

2 相談支援専門員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。

3 事業所は、利用者に対する計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該計画相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。